

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
 - ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

業務委託標準仕様書

一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様に基づいて、委託対象施設の点検・調査・診断業務を適切に実施することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ） 着手届 （ロ） 職務分担表 （ハ） 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- （1） 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （2） 管理技術者及び担当技術者は、別紙「土木工事に係る設計・調査等業務委託における管理技術者及び照査技術者等の資格要件」に規定されている資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- （3） 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなけ

ればならない。

1.1.1 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.1.2 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.1.3 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.1.4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 点検・調査・診断業務

点検・調査・診断業務は、別に定める特記仕様書に基づき、実施するものとする。

第3章 参考図書

3.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版の図書を参考に行うものとする。

- (1) 下関市上下水道局下水道設計指針等
- (2) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (3) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (10) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (11) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術推進機構）
- (14) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）

- (15) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (16) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関するマニュアル（日本下水道新技術機構）
- (17) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (18) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (19) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (20) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (21) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (22) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (23) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (24) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

特記仕様書

令和 7 年 8 月 1 日以降適用

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、下関市（以下、「本市」という。）が管理する下水道管路施設内の点検・調査工（以下、「調査」という。）及び診断業務等に適用する。
- (2) 本仕様書の記述が上記の各仕様書等と異なる場合は、本仕様書を優先する。

2. 業務の対象

(1) 調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査 (内径 800mm 以上)	☒ 有 ・ 無	1. 351km
T V カメラ調査 (内径 800mm 未満及び必要と判断される箇所)	☒ 有 ・ 無	2. 949Km
取付管調査	有 ・ ☒ 無	箇所
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む)※1	☒ 有 ・ 無	196 箇所
マンホール巡視・点検調査 (管口含む)※2	☒ 有 ・ 無	47 箇所
マンホールふた巡視・点検調査	有 ・ ☒ 無	箇所
測量	有 ・ ☒ 無	基準点測量 km
		水準測量 km
		縦断測量 km
		管路施設断面・寸法 箇所

※1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

※2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易 T V カメラ調査する。

(2) 診断

項目		設計条件	
診断	異常の程度の評価	管きよ	☒ 有 ・ 無
		マンホール	☒ 有 ・ 無
		マンホールふた	有 ・ ☒ 無
		取付管	有 ・ ☒ 無
		ます	有 ・ ☒ 無
	緊急度・健全度の判定	管きよ	☒ 有 ・ 無
		マンホール	☒ 有 ・ 無
		マンホールふた	有 ・ ☒ 無
		取付管	有 ・ ☒ 無
		ます	有 ・ ☒ 無
対策の必要性検討		有 ・ ☒ 無	
修繕・改築の優先順位の検討		有 ・ ☒ 無	
対策範囲の検討		有 ・ ☒ 無	
長寿命化対策検討対象施設の選定		有 ・ ☒ 無	
改築方法の検討	改築方法の選定	有 ・ ☒ 無	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	有 ・ ☒ 無	
実施時期の設定及び概算	事業量の算出と実施時期の設定	有 ・ ☒ 無	
費用の算出	計画期間内の概算費用の算出	有 ・ ☒ 無	
修繕・改築計画のとりまとめ		有 ・ ☒ 無	

3. 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告し、承認を得たのちに調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び本市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するための必要な措置を講ずること。
- (5) 監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命じることがある。

- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。
万一、汚損させた時は、その都度、速やかに洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。
- (8) 受注者は、調査着手あたって現地調査を行い、次の事項について確認すること。
- ① 道路状況（管理者、幅員、バス路線、通学路、商店街等）
 - ② 道路使用許可条件（施工時間規制等を含む。）
 - ③ 周辺環境（騒音・振動規制、その他環境規制、用途種別等）
 - ④ 進入路状況
 - ⑤ 排水条件（仮排水条件を含む）
 - ⑥ マンホール蓋の開閉状況について

4. 調査

(1) 業務計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。なお、業務計画書は、最新の山口県業務委託共通仕様書の内容に追加して次の事項を明記しなければならない。

- ① 調査計画（TVカメラ、ビデオカメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ② 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策、管内転落防止対策、流下防止対策、作業中止条件等及び安全教育に関する計画）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備しておくこと。また、酸素濃度計など校正が必要な機材については、適正な校正が確認できるよう校正記録を証明できる書類等を業務計画書に記載しなければならない。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、管内汚水流下量により作業時間が限定されるため、調査時間については、事前に監督職員及び処理場と協議し決定すること。

(4) TVカメラによる調査（内径 150～800mm 未満）

- ① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高压洗浄車を使用する場合、その洗浄水は監督職員との協議により調達先を選定すること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動さ

せながら行うこと。

- ③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

- ④ 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付け管部の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、異常の有無に関係なく全ての取付け管口について記載すること。
- ⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

（５）目視による調査

- ① 本管潜行目視調査（内径 800mm 以上）

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

なお、調査内容は、TVカメラによる調査に準ずるものとする。

- ② マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール１箇所ごとに地上の全景（位置が判明できるように）、マンホール内の遠景、近景の３枚以上を標準として撮影する。ただし、異常箇所はその都度箇所毎に写真撮影を行うこと。

- ③ 点検

点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金

物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きよの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について調査員が地上からの目視（鏡やライト等を使用）によって異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール1箇所ごとに地上の全景（位置が判明できるように）、マンホール内の遠景、近景の3枚以上を標準として撮影する。ただし、異常箇所はその都度箇所毎に写真撮影を行うこと。

点検項目とその内容を以下に示す。

1) 下水の流下及び堆積状況

管内沈殿物の状況、管内不法投棄、流下物による閉塞等

2) 施設の状況

管内の損傷や不同沈下、マンホール蓋の据付け不良や破損、漏水・浸入水

3) その他

悪質汚水、危険性ガスの有無、異常臭気、不正使用や不法占拠、公共用水域への汚水の流出

(6) 異常時の措置

調査の続行が困難となった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(7) その他の留意事項

① 受注者は、準備、片付け及び地先排水の水替え等についても、調査着手前に現場の機器設置スペース及びマンホール、枿の位置を確認し、使用する主要資材を業務計画書に記載し、監督職員に提出すること。

② 受注者は、調査着手前に監督職員と協議のうえ地元住民に調査の内容を説明し、理解と協力を求め、調査を円滑に実施すること。

5. 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(1) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準（表1～4）に基づき、異常の程度を評価する。

(2) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定（表 5）及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

6. 安全管理

（1）一般事項

- ① 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- ② 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合はただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- ③ 事故防止を図るため、安全管理について、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

（2）安全教育

- ① 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- ② 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

（3）労働災害防止

- ① 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- ② マンホール、管きょ等に入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- ③ 調査前には、換気設備の能力と管きょ内容積から管きょ内の空気が入れ替わる時間を算出し、その3～5倍以上の時間を事前に換気すること。

また、墜落防止対策や、急増水、流水圧等による流され事故防止対策について必要な措置を講ずること。

- ④ 局地的な大雨による溢水等の発生に備え、工事等の中止の基準・再開基準の設定や退避基準を設定し、安全な施工のために必要な対策を具体的に講じること。なお、作業状況にあわせ常に安全が確認できる監視人を配置し、常に地上と連絡できるようにすること。

- ⑤ 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要

な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。

- ⑥ 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

7. 報告書

- (1) 調査結果は、後述の調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。
- (3) 調査結果及び判定結果は、様式1～8に記載すること。
- (4) 調査結果は、下関市下水道総合管理システムに反映できるよう、電子データに施設番号ごと必要事項を一覧表に入力し、監督職員の確認を得ること。また、作成方法については監督職員と事前に協議すること。
- (5) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - ① 報告書 A4 2部
 - ② 写真帳 A4 2部
 - ③ DVD等 2枚
 - ④ その他監督職員の指示するもの

8. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は本市の所有とする。また、調査の成果等は、本市の承諾なしに公表しないこと。

9. その他

- (1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに監督職員と協議し決定すること。
- (3) 特記仕様書（別紙2）及び特記事項（別紙3，4）を遵守すること。

調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A 4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること、

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

(1) TVカメラ調査

- ① 調査目的
- ② 調査概要
- ③ 案内図
- ④ 調査箇所図
- ⑤ 管路調査総括表（様式 1）
- ⑥ 管路調査集計表（様式 2）
- ⑦ 管路調査記録表（様式 3）
- ⑧ 人孔調査総括表（様式 4）
- ⑨ 人孔調査集計表（様式 5）
- ⑩ 人孔調査記録表（様式 6）
- ⑪ 考察
- ⑫ 記録写真

(2) 目視調査

TVカメラ調査項目に準ずる。

(3) 点検

- ① 点検集計表（様式 7）
- ② 点検記録表（様式 8）
- ③ 点検記録写真

その他はTVカメラ調査項目に準ずる。

表 1 調査判定基準「鉄筋コンクリート管等及び陶管」

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管きょ内径 (700mm 未満)	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きょ内径 (700mm 以上 1,650mm 未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		管きょ内径 (1,650mm 以上 3,000mm 以下)	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
	3) 管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅 2mm 以上	軸方向のクラックで幅 2mm 未満
			軸方向のクラックで幅 5mm 以上		
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の 1/2 未満	—
			軸方向のクラックが管長の 1/2 以上		
	4) 管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅 5mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 以上	内径の 2mm 未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 未満	—
	5) 管の継手のズレ		脱却	鉄筋コンクリート管等 : 70mm 以上 陶管 : 50mm 以上	鉄筋コンクリート管等 : 70mm 未満 陶管 : 50mm 未満
	6) 浸入水		噴き出している	流れている	にじんでいる
	7) 取付け管の突出し 注 2		本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
	8) 油脂の付着 注 2		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	9) 樹木根侵入 注 2		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	10) モルタル付着 注 2		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

注 1 段差は mm 単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注 2 7) ～10) については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表 2 調査判定基準「硬質塩化ビニル管」

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目	適用			
	上下方向のたるみ	管きょ内径800mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管一本ごとに評価	ランク	a	b	c
	項目			
管の破損及び軸方向クラック	管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている	—	—
		軸方向のクラック		
管の円周方向クラック	管の円周方向クラック	円周方向のクラックで幅：5mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm未満
管の継手のズレ	管の継手のズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満
偏平	偏平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—
変形※ (内面の突出し)	変形※ (内面の突出し)	本管内径の1/10以上内面に突出し	本管内径の1/10未満内面に突出し	—
浸入水	浸入水	噴き出ている	流れている	にじんでいる
取付け管の突出し	取付け管の突出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
油脂の付着	油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
樹木根侵入	樹木根侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
モルタル付着	モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

※材料の白化が伴う変形はaランクとする。

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

注2 取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表 3 マンホールふたの判定基準

項目					判定ランク		
					A	B	C
機能不足	設置基準適合性	耐荷重種類別	車道	大型車両の通行あり	T－8	T－14	T－20
				大型車両の通行なし	—	T－8	—
		歩道			—	—	—
		浮上・飛散防止機能			機能無し	—	—
		転落・落下防止機能			機能無し	—	—
	機能支障	浮上・飛散防止機能の作動			作動しない （錠、蝶番の脱落、固着、腐食減肉が顕著）	—	—
		不法投棄・侵入防止機能の作動 （専用工具以外の利用）			容易に開く	—	—
		転落・落下防止機能の作動			作動しない	—	—
		開閉機能の作動			人力では開閉不能	勾配面の腐食により開閉困難	食込み力増大による開閉困難
	性能劣化	路面	周辺路面状況			舗装版にクラックや欠けがあり、通行に支障を来す	段差が生じてる、又は、すり付けが悪く水が溜まる
ふたと周辺舗装の段差			≧20mm	—	—		
マンホールふた・受け枠		ふた違い・ガタツキ			開閉できない	ガタつきがある	—
		ふたの損傷・劣化			ふた・受け枠にクラックや欠けがある	—	—
		ふたの摩耗			表面がつるつるして通行に支障を来す（ふたの模様高さが2mm以下）	摩耗が大 （車道のふたの模様高さが2～3mm以下）	摩耗が小 （歩道のふたの模様高さが2～3mm以下）
		ふたの錆			—	多量発錆	少量発錆
		ふた・受け枠間の段差	急勾配受け構造	ふたの沈み	≧2mm	—	—
				ふたの浮き	≧10mm	—	—
			平受け構造・緩勾配受け構造		≧10mm	—	—
高さ調整部の損傷（欠け・充填不良・クラック）			あり	—	—		

表 4 マンホール本体の判定基準

部位		異状項目	調査結果			備考
			A	B	C	
マンホール内部	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損 (A・B以外)	
		クラック	全体にクラック (人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック (人孔半周、幅 2～5mm 以上)	軽微なクラック (幅 2mm 未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状況	流れている状況	にじんでいる状況	
		木根侵入	内径の 50%以上	内径の 10～50%以上	内径の 10%未満	
	直壁 (管口部含む)	腐食	鉄筋露出 (表面 pH1 程度)	骨材露出 (表面 pH3 未満)	表面の荒れ (表面 pH3 以上 5 以下)	内部表面 pH (下流管口)
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損 (A・B以外)	
		クラック	全体にクラック (人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック (人孔半周、幅 2～5mm 以上)	軽微なクラック (幅 2mm 未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状況	流れている状況	にじんでいる状況	
		木根侵入	内径の 50%以上	内径の 10～50%以上	内径の 10%未満	
		タルミ	内径の 3/4 以上	内径の 1/2～3/4	内径の 1/2 未満	
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	足掛本数
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠落	—	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の 1/3 以上の付着	管径の 1/3～1/10 の付着	管径の 1/10 未満の付着	

※表面 pH は、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合に測定する。

※足掛本数は、調査実施時に残存している本数とする。

表 5 健全度及び緊急度の判定

施設	健全度	緊急度	区分	対応の基準	区分
管渠	5	—	劣化 なし		3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A、B、C がいない場合
	4	—			3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A、ランク B がなく、ランク C のみの場合
	3	Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を 5 年以上に延長できる	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A がなく、ランク B が 1 項目もしくはランク C のみの場合
	2	Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を 5 年未満まで延長できる	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A が 1 項目もしくはランク B が 2 項目以上ある場合
		I	重度	速やかに措置が必要な場合	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A が 2 項目以上ある場合
	1	—	(破損)		管内の著しい劣化によって、流下能力がない、または道路陥没等の異常が顕在化している場合
マンホール本体※	I	—	劣化 なし	特に措置は不要 (維持)	6 つの診断項目の異常は観察されない場合
	Ⅱ	Ⅲ		簡易な対応により必要な措置を 5 年以上に延長できる	6 つの診断項目に A ランク及び B ランクがなく、かつ、C ランクが 1 箇所以上観察される場合
	Ⅲ	Ⅱ		必ずしも直ぐにはではないが、対応が必要	6 つの診断項目に A ランクがなく、かつ、B ランクが 1 箇所以上観察される場合
	Ⅳ	I		早急な対応が必要	6 つの診断項目に A ランクが 1 箇所以上観察される場合
	V	—	(破損)	緊急な対応が必要	(下水道が使用困難となった被害)
ふた	5	—	劣化 なし		ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、異常は観察されない場合
	—	—			該当なし
	3	Ⅲ		簡易な対応により必要な措置を 5 年以上	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、A ランク及び B ランクがなく、C ランクが 1 箇所以上観察され

				に延長できる	る場合
	2	Ⅱ		必ずしも直ぐには ないが、対応が必要	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、Aラ ンクがなく、Bランクが1箇所以上観察される場合
	1	I		早急な対応が必要	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、Aラ ンクが1箇所以上観察される場合

※ 6つの診断項目は、斜壁、直壁を対象に、「腐食」、「破損」、「クラック」、「隙間・ズレ」、
「木根侵入」、「浸入水」の6項目を対象とする。

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本この契約の履行の妨害又は本この契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

管 路 調 査 総 括 表

No.

調査No	調査日	天候	処理分区名	上流側			管渠										下流側			備考	
				人孔番号 (英数字半角)	マンホール 種別	マンホール深 (m)	上流側土流り (m)	幹線名	施設番号 (英数字半角)	管種	管径 (mm)	マンホール間 延長(m)	管本数	ソケット数	VTR番号	写真番号	下流側土流り (m)	人孔番号 (英数字半角)	マンホール 種別		マンホール深 (m)
1																					
2																					
3																					
4																					
2																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
32																					
33																					
34																					
35																					
36																					
37																					
38																					
39																					
40																					
合 計												0.00									

管 路 調 査 集 計 表

No.[illegible]

本 管 調 査 記 録 表

No. _____

調査日			天候			調査者															
上流マンホール							下流側マンホール														
幹線名	人孔番号	マンホール種別	マンホール深	土被り	マンホール蓋種別	調査方向	施設番号	管種	管 径	マンホール間延長	管体延長	幹線名	人孔番号	マンホール種別	マンホール深	土被り	マンホール蓋種別				
人孔内点検		上流側 調査方向 下流側															人孔内点検				
VTR番号		人孔番号															人孔番号		VTR番号		
写真番号																			写真番号		
継手部	継手数	管口																管本数	[]		
	写真番号																	ソケット数	[]		
	距 離																	管不良数	[]		
	内 容																	施工年度	[]		
本管部	本管数																	映像管理NO			
	写真番号																	映像ファイル名			
	距 離																	占用位置			
	内 容																	1. 国道、2. 県道、3. 市道、4. その他			
ソケット部	取付番号																	1. 車道、2. 歩道、3. その他			
	写真番号																	該当番号	_____ 番		
	距 離																				
	位 置																				
内 容																					
特記事項																					

異状箇所	異状内容	管の腐食			管のたるみ蛇行			管の破損			管のクラック			管の継手ズレ			浸入水			取付管突出し			油脂の付着			木の根侵入			モルタル付着			その他	スパン全体評価 計			管1本毎評価 計			
		A	B	C	A	B	C	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	個数	A	B	C	a	b	c				
	継手部																																						
	本管部																																						
	ソケット部																																						
マンホール部																																							
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

注1 特記事項には、管路施設の損傷状況に加え、道路交通概況、生活環境、近接工事、損傷原因、損傷の進行性、損傷の新旧等について記述すること。
注2 ()内の数値は、スパン全体で評価する「管の腐食」、「上下方向のたるみ」、清掃等で除去可能な「樹木根侵入」及び「取付け管の突出し」を除いたものである。

人 孔 調 査 総 括 表

No.

[illegible]

人孔調査集計表

No.

[illegible]

人孔調査記録表

No.

調査日 令和 (年) 年 月 日

図面番号		路線番号		人孔番号		記 録 者						
設置場所		道路種別	☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市道 ☐ 私道 ☐ その他	すりつけ +・ー cm								
		占用位置	☐ 車道 ☐ 歩道 ☐ その他 ()									
		舗装種別	☐ アスファルト ☐ コンクリート ☐ ブロック ☐ 未舗装 ☐ その他 ()									
		管路区分	☐ 幹線 ☐ 枝線	排水区分		☐ 汚水 ☐ 雨水 ☐ 合流						
マンホール仕様		マンホール種別	マンホール深		m		ふた製造年(西暦)	年				
		材 質	☐ FCD ☐ FC ☐ CO ☐ 不明	調整リング(cm×枚)		: : :						
		呼び径	☐ 300 ☐ 600 ☐ 900 ☐ その他 ()									
		耐荷重種別	☐ T-25 ☐ T-20 ☐ T-14 ☐ T-8 ☐ 不明									
		蓋表面模様	☐ Con充填 ☐ JIS模様 ☐ 亀甲(T螺番) ☐ 亀甲 ☐ デザイン ☐ スリップ防止 ☐ その他									
		浮上防止	☐ 有 ☐ 無	かぎ構造	☐ 有 ☐ 無	転落防止	☐ 有 ☐ 無					
		螺 番	☐ 有 ☐ 無	支持構造	☐ 平受け型 ☐ 緩勾配受け型 ☐ 急勾配受け型							
管 渠	会合番号	① 下 流 側				略図						
	管 種											
	管径(mm)											
	管底深(m)											
調査項目		調査内容		A	B	C	写真No	備 考				
機 能 不 足	設置基準適合	耐荷重種類別	車道	大型車両の通行あり	☐	☐	☐					
			大型車両の通行なし		☐							
		歩道										
	機能支障	浮上・飛散防止機能		☐								
		転落・落下防止機能		☐								
		浮上・飛散防止機能の作動		☐								
		不法投棄・侵入防止機能の作動		☐								
性能劣化	路面	周辺路面状況		☐	☐	☐						
		ふたと周辺舗装の段差		☐								
		ふた違い・ガタつき		☐	☐							
ふたの損傷・劣化(クラック・欠け)		☐										
表面摩耗		模様高さ	mm	☐	☐	☐						
		ふたの錆			☐	☐						
マンホールふた・受け枠		ふた・受け枠間の段差	沈み	mm	☐							
			浮き	mm	☐							
		平受構造・緩勾配受構造		☐								
高さ調整部の損傷(欠け・充填不良・クラック)		☐										
その他(特記事項)												
マンホール内部	調整部	調整部状況		☐	☐	☐						
	斜壁部	腐食(有の場合:表面pH)		☐	☐	☐						
		破損		☐	☐	☐						
		クラック		☐	☐	☐						
		隙間・ズレ		☐	☐	☐						
		浸入水		☐	☐	☐						
		木根侵入		☐	☐	☐						
	直壁部(管口部含む)	腐食(有の場合:表面pH)		☐	☐	☐						
		破損		☐	☐	☐						
		クラック		☐	☐	☐						
		隙間・ズレ		☐	☐	☐						
		浸入水		☐	☐	☐						
		木根侵入		☐	☐	☐						
		タルミ		☐	☐	☐						
	足掛金物	腐食・劣化状況		☐	☐	☐						
	インバート	インバート状況		☐	☐	☐						
	全体	臭気		☐	☐	☐						
	流下状況	油脂・モルタル・土砂等の堆積		☐	☐	☐						
	その他(特記事項) ※マンホール内変色・滞水等											
	緊 急 修 繕 等 の 必 要 性				人孔内					0	0	0
次 回 調 査 予 定 年				計					0	0	0	0

凡 例

	腐 食		クラック
	破 損		浸入水
	ズ レ		木の根
	その他		

備 考

ランク	A	B	C	計
路面	0			0
蓋(合計)	0	0	0	0
蓋(機能不足)	0	0	0	0
蓋(性能劣化)	0	0	0	0

点検集計表

No. _____

[illegible]

点検記録表

点検調査表					整理番号								
場所		下関市 町						人孔番号					
点検日		令和 年（西暦 年） 月 日				天候				点検担当者			
※ 該 当 点 検 項 目 に ○ 等 記 載	マンホールふた	異常無	摩耗	ガタつき	段差	舗装欠損	破壊	場所不明	溢水				
	マンホール内部 （管口・副管含む）	異常無	腐食	破損	ブロックずれ	浸入水	滞留	足掛腐食	管口不良	ガラゴミ	臭気	変色	
	管きよ	異常無	腐食	破損	目地ズレ	勾配不良	浸入水	木根	土砂モルタル	油脂類	路面沈下	変色	
	ます	異常無	ふた（破損なし）	段差	腐食	破損	インバート破損	土砂等	臭気	場所不明	溢水	変色	
	取付け管	異常無	破損	ズレ	土砂等	路面沈下	変色						
陥没危険度 判定項目		路面沈下		通行に支障を来す段差や不陸が、（ ある ない ） （マンホール周辺部・路線埋戻部 （ 縦断的 ・ 部分的 ））									
		マンホール		ふた周辺に溢水や通行に支障を来す路面との段差が、（ ある ない ） 内面に破損、腐食、変色、土砂堆積、浸入水等が、（ ある ない 不明 ）									
		管きよ破損		破損・沈下等が、（ ある ない 不明 ） 浸入水・侵入根など周面空洞の可能性が、（ ある ない 不明 ）									
		取付け管破損		破損・沈下等が、（ ある ない 不明 ） 浸入水・侵入根など周面空洞の可能性が、（ ある ない 不明 ）									
		目地ズレ		段差や脱却が、（ ある ない 不明 ）									
		管きよ内土砂堆積		管周囲の土砂の流入による堆積が（ ある ない 不明 ）									
		流下状況		マンホール内に滞水が（ ある ない 不明 ）									
調査の必要性			有 無		緊急修繕等の必要性		有 無						
写真No													
特記事項記入欄 ※異常の状態等を記載）													
次回点検予定年		令和 年（西暦 年） 月 日				点検・調査頻度							
調査日		令和 年（西暦 年） 月 日				調査担当							
調査結果													
作業		要 ・ 不要		☐ 請負 視覚調査（潜行目視調査、テレビカメラ調査） ☐ 直営									
作業依頼日		令和 年（西暦 年） 月 日				作業予定日		令和 年（西暦 年） 月 日					
作業完了日		令和 年（西暦 年） 月 日											
備考													

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務（点検：○○）

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者	担当技術者
	配置する		配置する
資 格 要 件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2} ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者		・管理技術者と同等の資格を有する者 ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿において、施設分野が「○○」の△△業務に関する資格

※ 本業務で求める管理技術者の資格

- ・技術士の部門： 上下水道部門(下水道)
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
 - ・RCCMの専門技術部門： 部門
 - ・国土交通省登録技術資格： 別紙 3 による
 - ・技術管理者の登録部門： 部門
 - ・土木学会認定技術者①： 分野
 - ・土木学会認定技術者②： 分野
- ①:特別上級技術者、上級技術者(コース A)、1級技術者(コース A)

②:上級技術者(コース B)、1級技術者(コース B)

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
1	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第51号
2	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
3	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
4	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
5	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	河川技術者資格(河川維持管理技術者)	(一財)河川技術者教育振興機構	第4回	第212号
6	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第213号
7	(一)点検・診断等業務	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第3回	第162号
8	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第1号
9	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第58号
10	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第2号
11	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第1回	第3号
12	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第4号
13	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第59号
14	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第60号
15	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第5号
16	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第6号
17	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第1回	第7号
18	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースA	(公社)土木学会	第1回	第8号
19	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第163号
20	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第164号
21	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第47号
22	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第246号
23	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第48号
24	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第245号
25	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第49号
26	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第50号
27	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第247号
28	(一)点検・診断等業務	空港施設	点検・診断	管理技術者	空港土木施設点検評価技士	(一財)港湾空港総合技術センター	第2回	第99号
29	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第100号
30	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場調査部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第101号
31	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(土壌・地下水汚染部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第102号
32	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	応用地形判読士資格(応用地形判読士)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第103号
33	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	応用地形判読士資格(応用地形判読士補)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第104号
34	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第105号
35	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第106号
36	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第107号
37	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第108号
38	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第199号
39	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第200号
40	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第3回	第201号

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
41	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第4回	第248号
42	(二)計画・調査・設計業務	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会	第4回	第249号
43	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	RCCM(建設環境)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第109号
44	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	環境アセスメント士認定資格	(一社)日本環境アセスメント協会	第2回	第110号
45	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ施工管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第250号
46	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ計画管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第251号
47	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	自然再生士	(一財)日本緑化センター	第6回	第319号
48	(二)計画・調査・設計業務	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(電気電子)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第111号
49	(二)計画・調査・設計業務	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第112号
50	(二)計画・調査・設計業務	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第113号
51	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(都市計画及び地方計画)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第114号
52	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	登録ランドスケープアーキテクト	(一社)ランドスケープコンサルタント協会	第2回	第115号
53	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(造園)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第116号
54	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第117号
55	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第2回	第118号
56	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第3回	第202号
57	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM(下水道)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第119号
58	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第120号
59	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第121号
60	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第122号
61	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第123号
62	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第124号
63	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第125号
64	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第126号
65	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第127号
66	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第128号
67	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第129号
68	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第130号
69	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第203号
70	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第204号
71	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第131号
72	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第132号
73	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第133号
74	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深淺測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第134号
75	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第135号
76	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第136号
77	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第137号
78	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第138号
79	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第205号
80	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第206号

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付と事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
81	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第139号
82	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第2回	第140号
83	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	交通工学研究会認定TOE	(一社)交通工学研究会	第2回	第141号
84	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第3回	第207号
85	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第208号
86	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第209号
87	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第142号
88	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第143号
89	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第2回	第144号
90	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第3回	第210号
91	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第145号
92	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第146号
93	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第3回	第211号
94	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第147号
95	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(沿岸)	(一財)日本水路協会	第2回	第148号
96	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(港湾)	(一財)日本水路協会	第2回	第149号
97	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深浅測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深浅測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第150号
98	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(磁気探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第151号
99	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(潜水探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第152号
100	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(気象・海象調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第153号
101	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋地質・土質調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第154号
102	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋環境調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第155号
103	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第159号
104	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第160号
105	(二)計画・調査・設計業務	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第161号
106	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	認定都市プランナー	(一社)都市計画コンサルタント協会	第7回	第327号
107	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(総合部門)	(一社)海洋調査協会	第7回	第328号
108	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第329号
109	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第330号
110	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	土壌環境監理士	(一社)土壌環境センタ	第8回	第350号
111	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第351号
112	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第352号
113	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士(下水道)	(一社)日本管更生技術協会	第8回	第353号
114	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	下水道管路管理総合技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第9回	第364号
115	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(橋梁)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第365号
116	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第366号
117	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍総合技術監理者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第384号
118	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍調査管理技術者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第385号
119	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍工程管理士資格(地籍調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第386号
120	(二)計画・調査・設計業務	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第10回	第388号

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3－1

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
121	(三) 横断型業務	全施設	測量(UAV測量)	管理技術者又は主任技術者	ドローン測量管理士	(一社)ドローン測量教育研究機構	第10回	第389号
122	(一) 点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第392号
123	(一) 点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第393号
124	(一) 点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第394号
125	(一) 点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第395号
126	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	RCCM(上水道及び工業用水道)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第11回	第397号
127	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第398号
128	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第399号
129	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第400号
130	(二) 計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第401号
131	(三) 横断型業務	全施設	データ管理(BIM/CIM)	管理技術者又は主任技術者	BIM/CIM管理技士	(公財)日本建設情報技術センター	第11回	第402号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1: 資格が対象とする区分
- : 別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2: 知識・技術を求める者
- : 配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3: 登録時期
- : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
1	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	点検	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第54号
2	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	診断	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第56号
3	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	河川技術者資格(河川点検士)	(一財)河川技術者教育振興機構	第4回	第214号
4	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第215号
5	(一)点検・診断等業務	下水道管路施設	点検	担当技術者	下水道管路管理専門技士調査部門	(公社)日本下水道管路管理業協会	第2回	第57号
6	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	第1回	第9号
7	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第10号
8	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第11号
9	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第12号
10	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第13号
11	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第14号
12	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第15号
13	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第16号
14	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第17号
15	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第18号
16	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第19号
17	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第61号
18	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第62号
19	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第63号
20	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	第2回	第64号
21	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	インフラ調査士橋梁(鋼橋)	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第65号
22	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第66号
23	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士補	(一財)橋梁調査会	第2回	第67号
24	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第68号
25	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第165号
26	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第166号
27	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第167号
28	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第168号
29	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第169号
30	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁点検技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第3回	第170号
31	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第171号
32	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第216号
33	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第217号
34	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第4回	第218号
35	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第252号
36	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第253号
37	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	第5回	第254号
38	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第289号
39	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第20号
40	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第1回	第21号
41	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第22号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
42	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	特定道守(鋼構造)コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第23号
43	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第24号
44	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第2回	第69号
45	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第70号
46	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第71号
47	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第72号
48	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第73号
49	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第172号
50	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第173号
51	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁診断士	国立大学法人名古屋大学	第3回	第174号
52	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第175号
53	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第176号
54	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第177号
55	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第219号
56	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第255号
57	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第290号
58	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士	(一財)橋梁調査会	第1回	第25号
59	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第26号
60	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第27号
61	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第1回	第28号
62	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第29号
63	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	プレストレストコンクリート技士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第30号
64	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第31号
65	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第32号
66	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第1回	第33号
67	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第34号
68	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第35号
69	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第36号
70	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第74号
71	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第75号
72	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	第2回	第76号
73	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第77号
74	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第78号
75	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	道路橋点検士補	(一財)橋梁調査会	第2回	第79号
76	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第80号
77	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第178号
78	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第179号
79	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第180号
80	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第181号
81	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第182号
82	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁点検技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第3回	第183号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
83	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第184号
84	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第220号
85	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第221号
86	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	建造物保全技術者	(一社)国際建造物保全技術協会	第4回	第222号
87	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第4回	第223号
88	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第256号
89	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第257号
90	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	第5回	第258号
91	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第259号
92	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	土木鋼構造診断士補	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第260号
93	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第291号
94	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタツツ協会	第1回	第37号
95	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第1回	第38号
96	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第1回	第39号
97	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	特定道守(コンクリート構造)コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第40号
98	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第41号
99	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	一級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	第2回	第81号
100	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第82号
101	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第83号
102	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第84号
103	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第85号
104	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第3回	第185号
105	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第3回	第186号
106	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁診断士	国立大学法人名古屋大学	第3回	第187号
107	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第188号
108	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第189号
109	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第190号
110	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第224号
111	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	建造物保全上級技術者	(一社)国際建造物保全技術協会	第4回	第225号
112	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	構造物の補修・補強技士	(一社)リペア会	第5回	第261号
113	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	土木鋼構造診断士	(一社)日本鋼構造協会	第5回	第262号
114	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第292号
115	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタツツ協会	第1回	第42号
116	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	特定道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第43号
117	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	道守コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第44号
118	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	道守補コース	国立大学法人長崎大学	第1回	第45号
119	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第86号
120	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第87号
121	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第88号
122	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第89号
123	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第90号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
124	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	インフラ調査士トンネル	(一社)日本非破壊検査工業会	第2回	第91号
125	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第92号
126	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	土木設計技士	(職訓)全国建設産業教育訓練協会	第2回	第93号
127	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第3回	第191号
128	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第192号
129	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第193号
130	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第194号
131	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第226号
132	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第227号
133	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第263号
134	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第293号
135	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第46号
136	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第94号
137	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第2回	第95号
138	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第96号
139	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第2回	第97号
140	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第2回	第98号
141	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第3回	第195号
142	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	第3回	第196号
143	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	第3回	第197号
144	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第3回	第198号
145	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第4回	第228号
146	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第294号
147	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会	第5回	第264号
148	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第265号
149	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第266号
150	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第267号
151	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第268号
152	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第269号
153	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第270号
154	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第271号
155	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第295号
156	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第296号
157	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第297号
158	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第298号
159	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第299号
160	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会	第6回	第300号
161	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第301号
162	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	のり面施工管理技術者資格	(一社)全国特定法面保護協会	第5回	第272号
163	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第273号
164	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第5回	第274号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
165	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第275号
166	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第276号
167	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第277号
168	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第302号
169	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第6回	第303号
170	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第6回	第304号
171	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	グラウンドアンカー施工士	(一社)日本アンカー協会	第6回	第305号
172	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第306号
173	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第5回	第278号
174	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第5回	第279号
175	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第280号
176	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第281号
177	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第307号
178	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第308号
179	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第309号
180	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第310号
181	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第311号
182	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	第5回	第282号
183	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	第5回	第283号
184	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第284号
185	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第5回	第285号
186	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	(公社)土木学会	第6回	第312号
187	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	(公社)土木学会	第6回	第313号
188	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第314号
189	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	インフラ調査士 付帯施設	(一社)日本非破壊検査工業会	第4回	第229号
190	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第230号
191	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第231号
192	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第4回	第232号
193	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第233号
194	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第5回	第286号
195	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第315号
196	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第316号
197	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第234号
198	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第235号
199	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第4回	第236号
200	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第4回	第237号
201	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人岐阜大学	第6回	第317号
202	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	第6回	第318号
203	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	インフラ調査士 付帯施設	(一社)日本非破壊検査工業会	第4回	第238号
204	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第239号
205	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第240号

国土交通省登録技術者資格

(担当技術者)

(令和7年4月1日以降適用)

別紙3-2

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
206	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第241号
207	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会	第5回	第287号
208	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	主任点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第242号
209	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	点検診断士	(一財)阪神高速道路技術センター	第4回	第243号
210	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第244号
211	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	道路標識点検診断士	(一社)全国道路標識・標示業協会	第5回	第288号
212	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士1級	(一社)日本潜水協会	第2回	第156号
213	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士2級	(一社)日本潜水協会	第2回	第157号
214	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	港湾潜水技士3級	(一社)日本潜水協会	第2回	第158号
215	(二)計画・調査・設計業務	港湾	調査(潜水)	担当技術者	特別港湾潜水技士	(一社)日本潜水協会	第6回	第320号
216	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第321号
217	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第322号
218	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第323号
219	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁AM点検士(道路部門)	(公財)青森県建設技術センター	第7回	第324号
220	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第325号
221	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	特定道守(トンネル)	国立大学法人長崎大学	第7回	第326号
222	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第331号
223	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第332号
224	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第333号
225	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第334号
226	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第335号
227	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第336号
228	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第337号
229	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第338号
230	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第339号
231	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第340号
232	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第341号
233	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	橋梁診断技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構	第8回	第342号
234	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第343号
235	(一)点検・診断等業務	橋梁(コンクリート橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第344号
236	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第345号
237	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋・総合診断士	(一社)木橋技術協会	第8回	第346号
238	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第347号
239	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	1級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第348号
240	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	上級土木技術者(メンテナンス)コースA	(公社)土木学会	第8回	第349号
241	(一)点検・診断等業務	トンネル	点検	担当技術者	建造物保全技術者(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第354号
242	(一)点検・診断等業務	トンネル	診断	担当技術者	建造物保全上級技術者(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第355号
243	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第356号
244	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第357号
245	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第358号
246	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第359号

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

別紙3－2

(令和7年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事業を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
247	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第360号
248	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第361号
249	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第362号
250	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第363号
251	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第367号
252	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第368号
253	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第369号
254	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第370号
255	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第371号
256	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第372号
257	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第373号
258	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第374号
259	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第375号
260	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第376号
261	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第377号
262	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第378号
263	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第379号
264	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第380号
265	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第381号
266	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第382号
267	(一)点検・診断等業務	小規模附属物	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第383号
268	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	担当技術者	地籍主任調査員資格(地籍調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第387号
269	(一)点検・診断等業務	公園施設(樹木)	点検	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第11回	第390号
270	(一)点検・診断等業務	公園施設(樹木)	診断	担当技術者	樹木医	(一財)日本緑化センター	第11回	第391号
271	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	担当技術者	地籍調査担い手技術者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第11回	第396号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分
- :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者
- :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期
- :(第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録

別 表

(一)点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
公園施設(樹木)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(樹木)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(樹木)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	水道施設(水道管路施設を除く)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
水道管路施設 (バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力
	点検	業務を担当する者(担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁(鋼橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
橋梁(コンクリート橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼・コンクリート以外の橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼・コンクリート以外の橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の六に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
道路土工構造物(土工)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
舗装	点検	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
小規模附属物	点検	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
港湾施設	計画策定(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

別 表

(二)計画・調査・設計業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地籍調査	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
建設機械	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	建設機械の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
土木機械設備	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	土木機械設備の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	都市計画及び地方計画の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
都市公園等	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	都市公園等の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
河川・ダム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	河川・ダムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
下水道	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	下水道の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
砂防	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	砂防の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地すべり対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	地すべり対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	急傾斜地崩壊等対策の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	海岸の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	調査	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	海岸の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
道路	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路の計画・調査・設計業務(橋梁の計画・調査・設計・トンネルの計画・調査・設計を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路の橋梁の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
舗装	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(深淺測量・水路測量)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、深淺測量・水路測量に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(磁気探査)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、磁気探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(潜水探査)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、潜水探査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(気象・海象調査)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、気象・海象調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(海洋地質・土質調査)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、地質・土質調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	計画・調査(海洋環境調査)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務のうち、環境調査に係る業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	調査(潜水)	業務を担当する者(担当技術者)	港湾の調査業務のうち、潜水作業を伴う業務を確実に履行するために必要な知識及び技術

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
	設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の 照査を行う者(照査技術者)	港湾施設の設計業務を確実に履行するために必要な 知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
空港	計画・調査・ 設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の 照査を行う者(照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行す るために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の 管理及び統括を行う能力

別 表

(三)横断型業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
全施設	データ管理 (BIM/CIM (複数の土木 業務・工事で 作成した3次 元モデルを 統合し、活用 する業務を いう。以下こ の表におい て同じ。))	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	業務の管理及びデータ管理(BIM/CIM)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
全施設	測量(UAV 測量(無人航 空機による測 量をいう。以 下この表に おいて同 じ。))	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力

特 記 事 項

下記事項について該当がある場合には、必要に応じ「工事」を「業務」に読み替えるなどして、適宜対応すること。

- (1) 仮設及び施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め（見積り上の参考資料として示す内訳書及び代価表や参考図は特別の定めに当たらない。）がある場合を除き、受注者の責任において定める。
その内容については、工事に着手するまでに施工計画書により監督職員へ提出する。
- (2) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握した後、工事に着手すること。
a. 地下埋設物 b. 架空線 c. 周辺施設（学校・病院等） d. 道路及び河川状況 e. 家屋等
f. 汚水桝設置確認 g. 井戸 h. 工事用地 i. その他（地盤条件等）
- (3) 受注者は、関係官庁、関係機関及びその他の者に対して必要な申請手続き等を速やかに行い、工事に支障の無いように努めること。なお、その手続きに要する費用は受注者の負担とする。
- (4) 地下埋設物等の影響により設計図書通りに施工する事が困難な場合には、直ちにその詳細について理由書及び調査データを提出の上、監督職員と協議し、指示を受ける。
- (5) 近接工事及び関連工事がある場合は、工事の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について監督職員の確認を得ること。
- (6) 当該工事のために資機材の保管場所、その他仮置場及び現場事務所を設置する場合は、特別の定めがある場合を除き、その費用は受注者の負担とする。
- (7) 工事用電力及び用水は、特別の定めがある場合を除き受注者の負担とする。
- (8) 公衆災害の防止について
 - ①作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。特に民地等に隣接した作業場において、機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。（例：作業場周辺の民地に無断で立入り昼食をとること、ゴミを放置すること、立小便等の行為をしてはならない。）
 - ②作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。（例：看板設置や資器材の仮置きにより交通支障や住家及びその他施設に影響を与えてはならない。）
 - ③作業場内及びその周辺においての日々の安全巡視を励行し、事故防止に努めること。
（例：日祝日や雨後等においても安全施設、仮設、作業場の状況等について注意を払う。）
- (9) 工事中に事故が発生した場合は必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

(10) 道路使用条件の遵守について

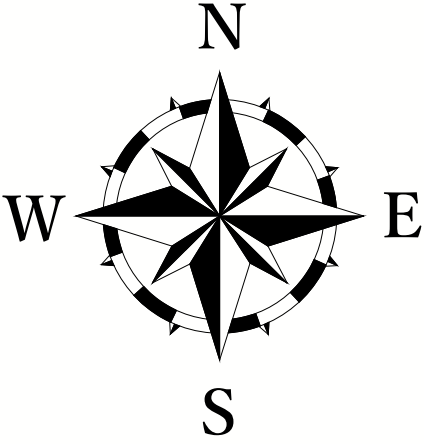
- ①警察署、道路管理者等から指示を受けた作業時間を必ず守ることはもとより、可能な限り道路の早期開放に努めること。また、国・県道では作業時間の制約を受けるので注意すること。
- ②歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員(警備業法第2条第4項に規定する警備員であること)を配置すること。
また、工事箇所が特定の路線等に該当する場合は、検定合格警備員の配置が義務づけられているので、注意すること。

筋ヶ浜処理区

令和7年度		
下水道管路施設点検調査委託業務		
下関市 田中町ほか		
位置図	縮尺	S=1/1000
		下関市

原図：A1版

位置図

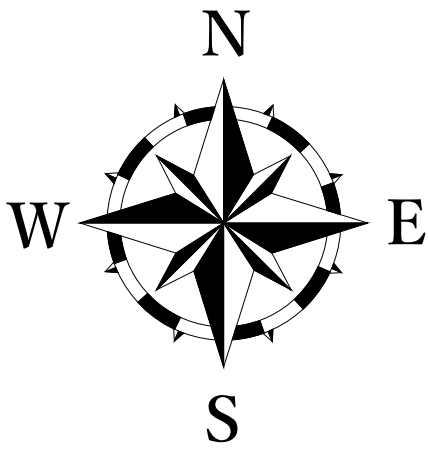


筋ヶ浜処理区

彦島処理区

山陽処理区

位置図



令和7年度		
下水道管路施設点検調査委託業務		
下関市 田中町ほか		
位置図	縮尺	S=1/1000
		下関市

原図：A1版

